

江別市飲食店等支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている飲食店等に対し、事業の継続と雇用の継続を支援するため、給付金を支給します。

給付額

**江別市内にある飲食店等
1店舗あたり 20万円**

複数の店舗がある事業者は、店舗数に応じた申請が可能です！

（例：江別市内に対象となる店舗が3店ある場合、 $3 \times 20\text{万円} = 60\text{万円}$ ）

＜対象となる店舗＞ ※次の要件を全て満たすこと

- 令和2年2月1日以前から継続して江別市内にある飲食店等
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している
- 「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」がある
- 店内に、飲食スペースとして、常設のテーブル（またはカウンター）と椅子があり、飲食物を販売している

※ 江別市外に本社のあるチェーン店やフランチャイズ店も対象となります。

※ 飲食業を主としない小売店、遊興施設、ホテル等でも、上記全ての条件を満たす店舗については申請が可能です。（給付の可否は審査によります。）

＜お問合せ先＞ 011-381-1023 （江別市 経済部 商工労働課）

申請書類、申請方法等は裏面をごらんください。

<申請書類>

① 申請書

② 誓約書兼同意書

市ホームページでダウンロードできます。
下記の相談窓口で入手できるほか、申請書類の郵送も可能です。

③ 事業者の名称、所在地、業種、事業開始年月日が確認できるもの
(法人：登記簿謄本の写し等 個人事業主：確定申告書の写し等)

④ 「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写し

⑤ 振込先が確認できるもの(通帳の写し等)

<申請方法> ※感染症の拡大防止のため、原則として郵送申請をお願いします。

郵送先 〒067-8674

江別市高砂町6番地 江別市経済部商工労働課 宛

※「新型コロナウイルス経済対策相談窓口」(江別市役所 第2別館)でも申請書類を入手することが可能です。

提出締切 令和2年8月31日(月)必着

申請書類受理後、書類等を審査し、決定通知を送付の上、指定の口座にお振り込みします。

～ よくあるご質問 ～

Q. 支給要件の「業況が悪化している」とは、どのような状況ですか。

A. 売上げが前年同月比でおおむね20%以上減少している状況をいいます。

Q. 国の「持続化給付金」や、北海道の休業要請に協力した際の「休業協力・感染リスク低減支援金」をもらった場合も、こちらの給付金を申請できますか。

A. 江別市独自の給付金ですから、問題ありません。ただし、江別市の「卸・小売業者支援給付金」との併給はできないため、いずれかの申請となります。

Q. 店内に常設の飲食スペースがなく、デリバリー(宅配)のみを行う場合も対象となりますか。

A. こちらの給付金は対象外ですが、条件を満たせば、「卸・小売業者支援給付金」の申請が可能です。

Q. いつ頃お金を受け取れますか。

A. 提出書類の不備等がなければ、申請受理後、おおむね2週間でお振込み予定です。一度に多数の申請があった際は、もう少しお時間をいただく場合があります。